

○会計規程（抜粋）

第6章 契約

（契約の原則）

第37条 契約担当役（分任契約担当役および資金前渡役を含む。以下この章において同じ。）は、請負、売買、貸借その他の契約を締結しようとする場合においては、すべて競争に付きなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格およびその他契約について必要な事項は別にこれを定める。

（随意契約）

第38条 契約担当役は、契約が次の各号の一に該当する場合については、前条の規定にかかわらず随意契約を締結することができる。

- （1）契約の性質または目的が競争を許さないとき。
- （2）緊急の必要により競争に付することができないとき。
- （3）競争に付することが不利と認められるとき。
- （4）予定価格が少額の時。